

# News Release



2008年6月26日

関係各位

野村アセットマネジメント株式会社

## 野村アセットマネジメント、 ブラジル、ロシア、南アフリカの株価指数を連動対象としたETFを新規設定

野村アセットマネジメント株式会社(執行役社長:吉川 淳)は、ブラジルの代表的株価指数である「ボベスパ指数」、ロシアの代表的な株価指数である「RTS 指数」、南アフリカの代表的な株価指数である「FTSE/JSE Africa Top 40」をそれぞれ連動対象とするETF(上場投資信託)計3本を新たに設定すると発表した。

NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信は、本日、東京証券取引所より上場承認を受けた。設定予定日は7月16日、上場予定日は7月18日(金)。

また、NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信、NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信は、本日、大阪証券取引所より上場承認を受けた。設定予定日は7月25日、上場予定日は7月29日(火)。

各ETFとも上場日以後、全国の証券会社を通じて取引所での売買が可能となる。投資単位の金額は、各ETFとも、10万円以下(100口単位)となる見込み。今回のETFの設定・上場により、同社が運用するETF「NEXT FUNDS」は、合計29本となる。各ETFの概要は、別紙の通り。

※各ファンドの詳細に関しては、EDINETにて本日届け出ている有価証券届出書を参照のこと。  
※「NEXT FUNDS」は、同社が運用するETFシリーズの統一ブランド。「NEXT FUNDS」の名称は、「野村のETF(上場投資信託)」を意味する「Nomura Exchange Traded FUNDS」の頭文字であるとともに、「次世代のファンド」のラインナップを展開していく意図を表している。

<お問い合わせ先>

野村アセットマネジメント株式会社 総合企画室 原嶋、三上 TEL:03-3241-9764

「NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信」の概要

野村アセットマネジメント株式会社

<p>商 品 分 類</p>	<p>国内籍／円建／公募／追加型株式投資信託                  (投資信託法上の証券投資信託、信託法上の新法信託、振替受益権適用                  (受益証券不発行)、                  投信法施行令第 12 条第 1 号の要件を満たす、                  税法上の株式等証券投資信託(租税特別措置法第 37 条の 10 第 2 項第 5                  号))</p>
<p>フ ァ ン ド 名</p>	<p>NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信</p> <p>なお、「NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投資信託」、「NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型投信」、「NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボベスパ連動型ETF」、「NEXT FUNDS ボベスパ連動型上場投資信託」、「NEXT FUNDS ボベスパ連動型上場投信」、「NEXT FUNDS ボベスパ連動型投信」、「NEXT FUNDS ボベスパ連動型ETF」、「ブラジル株式指数・ボベスパ連動型上場投信」、「ブラジル株式指数・ボベスパ連動型投信」、「ブラジル株式指数・ボベスパ連動型ETF」、「ボベスパ連動型上場投資信託」、「ボベスパ連動型上場投信」、「ボベスパ連動型投信」、「ボベスパ連動型ETF」、「NEXT FUNDS Ibovespa Link ETF」または「Ibovespa Link ETF」と称する場合があります。</p>
<p>信 託 期 間</p>	<p>無期限</p>
<p>対 象 株 価 指 数</p>	<p>ボベスパ指数</p> <p>ブラジル・リアルベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数と同日付の、WMロイターが発表するロンドン時間午後 4 時のスポット・レート of 仲値を用いて算出します。</p> <p>&lt;ボベスパ指数とは&gt;</p> <p>ボベスパ指数は、ブラジルを代表する株価指数です。サンパウロ証券取引所に上場する株式のうち流動性の高い銘柄で構成されています。組入銘柄は、各銘柄の取引回数と取引金額の市場全体における割合から算出される指標において上位 80%以内であること、取引金額が市場全体の 0.1%超であること、および直近 12 ヶ月間の値付率が 80%超であるこ</p>

	と、等の基準を用いて選定されます。ポベスパ指数は、配当込み指数であり、その計算方法は、理論加重値による加重平均方式です。理論加重値は、各銘柄の流動性に基づいて決定されます。1968年2月1日を基準日とし、その日の指数値を100として算出されています。(出典:サンパウロ証券取引所ホームページ)
受益権の単位	当初1口当りの元本は、当初設定日の前々営業日と同日付の円換算した対象株価指数を10,000分の1にしたものに100.6%を乗じて得た額(小数点以下は切り上げます。)とします。
基準価額	基準価額は日々計算し、公表します。(表示:100口当り)
クローズド期間	信託期間中の現金による一部解約はできません。 受益者は、自己に帰属する受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)をすることができます。
投資対象	<p>1. 対象株価指数(当該指数と表示通貨を同一に換算することで当該指数との連動性を有するものを含む。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「指数連動有価証券」という。)</p> <p>2. 対象株価指数に採用されている銘柄の株式およびすでに公表された対象株価指数採用予定の株式ならびに当該各銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含む。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「株価連動有価証券」という。)</p> <p>株価連動有価証券および指数連動有価証券は、以下のものに限りません。</p> <p>(1) 国債証券(金商法2条1項1号)、地方債証券(同項2号)、特別の法律により法人の発行する債券(同項3号)、特定社債券(同項4号)および社債券(同項5号)ならびにこれらの性質を有する同項17号(外国物)</p> <p>(2) 投資信託証券(同項10号、11号)</p> <p>(3) カバード・ワラント(同項19号)</p> <p>上記にかかわらず、対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に株価指数先物取引の買建を行なうことができます。</p>
運用方針	この信託は、以下のいずれかの運用方法により、円換算した対象株価指

数に連動する(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)投資成果を目指します。

ア. 対象株価指数(当該と表示通貨を同一に換算することで当該との連動性を有するものを含む。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(「投資対象」の項の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「指数連動有価証券」という。)のみに投資を行なう方法。

イ. 対象株価指数に採用されている銘柄もしくは採用が決定された銘柄の株式または当該各銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含みます。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(「投資対象」の項の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「株価連動有価証券」という。)のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄(当該銘柄の株価連動有価証券を含む。)の数の比率を対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行なう方法。

この信託の受益権と信託財産に属する株式の交換等が円滑に行なえると、委託者が判断するまでの間、原則としてイの方法は行ないません。

アの方法からイの方法へ、またはイの方法からアの方法へ、運用方法を転換する場合があります。

当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記に沿うよう、信託財産を組成します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

1. 対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
2. 対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
3. 信託財産に属する指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と円換算した対象株価指数の連動性が失われるおそれがある場合

	<p>4. 交換が行なわれた場合</p> <p>5. アの方法からイの方法へ、またはイの方法からアの方法への、運用方法の転換を行なう場合。</p> <p>6. その他基準価額と円換算した対象株価指数の連動性を維持するために必要な場合</p> <p>投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。(格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)</p> <p>公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努めます。ただし、ファンドの純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する公社債へは投資しない場合があります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
<p>決 算 日</p>	<p>毎年、7月8日とします。</p> <p>第1計算期間の決算日は、平成21年7月8日とします。</p>
<p>収 益 分 配</p>	<p>毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。売買益が生じても、分配は行いません。</p> <p>分配金は、決算日現在における受託者に名義登録されている受益者(名義登録受益者)に原則として決算日から起算して40日以内の委託者の指定する日に受益者があらかじめ指定する預金口座に振り込む方式により支払います。</p>
<p>信 託 報 酬</p>	<p>&lt;信託報酬&gt;</p> <p>信託報酬の総額は、次の①により計算した額に、次の②により計算した額を加えて得た額とします。</p> <p>① 信託財産の純資産総額に年 0.9975%(税抜年 0.95%)以内で委託者が定める率(当初設定日現在は年 0.9975%(税抜年 0.95%))を乗じて得た額とします。</p> <p>② 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の42%(税抜 40%)以内の額。委託会社と受託会社の配分については 8:2とします。</p>

	<p>&lt;その他費用&gt;</p> <p>受益権の上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。</p>
信託財産留保額	一部解約は不可。(追加設定時は、販売基準価額 = 基準価額 × 100.60%)
投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>デリバティブの利用は、運用の基本方針にしたがって有価証券に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果を目指す目的に限るものとし、対象株価指数またはその他のブラジルの株価指数を対象とした株価指数先物取引に限り、補完的に行なうことができます。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p>
償還条項	<p>この信託の受益権を上場した全ての取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は繰上償還します。</p> <p>また、交換を行なうことにより 400 万口を下ることとなった場合には繰上償還させることができます。</p>
当初設定日	平成 20 年 7 月 16 日(水)
当初募集	なし(当初設定はファンドの関係会社による自己設定のみ)
取引所における 売 買	<p>① 上場日:平成 20 年 7 月 18 日(金)(予定。取引所の上場承認を前提とする。)</p> <p>② 上場市場:東京証券取引所</p> <p>③ 売買単位:100 口(1 売買単位口数)以上 100 口単位</p> <p>④ 呼び値:取引所の規定によります</p> <p>⑤ 手数料:受託契約準則によります(取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める率)。</p>
追加設定	<p>委託者の指定する第一種金融商品取引業者(以下「販売会社」といいます。)は、平成 20 年 7 月 18 日(金)(上場日)以降、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を、取得申込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限(午後 3 時)までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.6%の率を乗じて得た価額(以下「販売基準価額」といいます。)とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当</p>

	<p>する金額を徴するものとします。</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日</li> <li>2. 取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日となる場合の当該申込日</li> <li>3. 信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの</li> <li>4. ファンドの決算日の前々営業日および前営業日</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol> <p>取得申込みに伴う指数連動有価証券または株価連動有価証券への投資ができない場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。</p>
交 換	<p>信託期間中において現金によるこの信託の一部解約の請求を実行することはできません。</p> <p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成20年7月18日(金)以降、委託者に対し、委託者が交換請求受付日の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)の別に定める時限(午後3時)までに、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。</p> <p>上記の一定口数は、信託財産に属する有価証券について、当該信託財産に対する持分に相当するものが、当該有価証券の信託財産における構成比に相当する比率で当該各有価証券の最小売買単位以上の数をもって交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。</p>

	<p>交換価額は、交換請求受付日(交換申込日の翌営業日)の基準価額とします。</p> <p>販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、別に定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日</li> <li>2. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日</li> <li>3. 信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの</li> <li>4. 交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して 8 営業日目の前日までの期間に、ファンドの決算日がある場合の当該申込日</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol> <p>交換の対象となる有価証券は、交換請求受付日から起算して 7 営業日目から、販売会社に交付または振替を行います。販売会社は所定の手続を経て当該有価証券を受益者に速やかに交付または振替を行います。</p>
<p>「別に定める海外の休日」</p>	<p>「別に定める海外の休日」とは、下記の条件のいずれかに該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サンパウロ証券取引所の休場日</li> <li>・ サンパウロ、ロンドンまたはニューヨークの休日(銀行の通常の営業日以</li> </ul>

	外の日)
信託終了時の交換	上場廃止等によって信託が終了する時は、交換と同様、受益権の持分に相当する信託財産中の有価証券で返還します。
受託銀行	三菱 UFJ 信託銀行株式会社(再信託受託者:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

ボブスパ指数(IBOVESPA)は、サンパウロ証券取引所(BOVESPA)によって所有される商標であり、この商品のために、野村アセットマネジメント株式会社に対して、利用許諾が与えられています。この商品は、BOVESPA によって発行、後援、支持、販売又は販売促進されておらず、この商品に関して、BOVESPA は、いかなる保証もおこなっておらず、いかなる責任も負いません。BOVESPA は、インデックスの管理について、必要であると判断するならば、IBOVESPA のいかなる特色について変更する権利を有しています。

この資料は、「NEXT FUNDS ブラジル株式指数・ボブスパ連動型上場投信」の概要をご説明するために作成したご参考用資料であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資に際しては、投資家の皆さまご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

野村アセットマネジメント株式会社は、本ETFについて、直接、投資家の皆さまのお申込みを承っておりません。本ETFへの投資にあたっては、最寄りの取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

#### <投資リスク>

本ETFは、値動きのある有価証券を主な投資対象としますので、連動対象である株価指数の変動や外国為替相場の変動、組入有価証券の価格の下落、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

本ETFへの投資に際しては、投資家の皆さまには以下の費用をご負担いただきます。

#### <売買手数料>

本ETFの市場売買には、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

#### <信託報酬>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 99.75(税抜年 10,000 分の 95)以内(平成 20 年 6 月 26 日現在 年 10,000 分の 99.75(税抜年 10,000 分の 95))の率を乗じて得た額。
2. 有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の 42%(税抜 40%)以内の額。

#### <商標使用料>

ファンドの純資産総額に対し、年率 0.05%とします。

#### <ファンドの上場に係る費用>

- ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.007875%(税抜 0.0075%)。
- ・年間上場料: 毎年末の純資産総額に対して、最大 0.007875 % ( 税抜 0.0075%)。
- ・上記の他、新規上場に際して、52.5 万円(税抜 50 万円)の費用があります

#### <申込手数料>

販売会社が独自に定める額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面をご覧ください。

#### <交換手数料>

販売会社が独自に定める額とします。

#### <その他の費用>

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査費用 等

「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

「NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS連動型上場投信」の概要

野村アセットマネジメント株式会社

<p>商 品 分 類</p>	<p>国内籍／円建／公募／追加型株式投資信託                  (投資信託法上の証券投資信託、信託法上の新法信託、振替受益権適用                  (受益証券不発行)、                  投信法施行令第 12 条第 1 号の要件を満たす、                  税法上の株式等証券投資信託(租税特別措置法第 37 条の 10 第 2 項第 5                  号))</p>
<p>フ ァ ン ド 名</p>	<p>NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS連動型上場投信</p> <p>なお、「NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS連動型上場投資信託」、「NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS連動型投信」、「NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS連動型ETF」、「NEXT FUNDS RTS連動型上場投資信託」、「NEXT FUNDS RTS連動型上場投信」、「NEXT FUNDS RTS連動型投信」、「NEXT FUNDS RTS連動型ETF」、「ロシア株式指数・RTS連動型上場投信」、「ロシア株式指数・RTS連動型投信」、「ロシア株式指数・RTS連動型ETF」、「RTS連動型上場投資信託」、「RTS連動型上場投信」、「RTS連動型投信」、「RTS連動型ETF」、「NEXT FUNDS Russia Link ETF」または「Russia Link ETF」と称する場合があります。</p>
<p>信 託 期 間</p>	<p>無期限</p>
<p>対 象 株 価 指 数</p>	<p>RTS 指数</p> <p>USD ベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数と同日付の、WMロイターが発表するロンドン時間午後 4 時のスポット・レートの中値を用いて算出します。</p> <p>&lt;RTS 指数とは&gt;</p> <p>RTS 指数は、ロシアを代表する株価指数です。ロシア取引システム(RTS)に上場する銘柄で構成されています。指数の計算方法は、浮動株調整済時価総額加重平均方式です。1995 年 9 月 1 日を基準日とし、その日の指数値を 100 として、米ドル建てで算出されています。(出典:S&amp;P)</p>
<p>受 益 権 の 単 位</p>	<p>当初 1 口当りの元本は、当初設定日の前々営業日と同日付の円換算した対象株価指数を 1,000 分の 1 にしたものに 100.6%を乗じて得た額(小数点</p>

	以下は切り上げます。)とします。
基準価額	基準価額は日々計算し、公表します。(表示:100口当り)
クローズド期間	信託期間中の現金による一部解約はできません。 受益者は、自己に帰属する受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)をすることができます。
投資対象	<p>1. 対象株価指数(当該指数と表示通貨を同一に換算することで当該指数との連動性を有するものを含む。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「指数連動有価証券」という。)</p> <p>2. 対象株価指数に採用されている銘柄の株式およびすでに公表された対象株価指数採用予定の株式ならびに当該各銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含む。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「株価連動有価証券」という。)</p> <p>株価連動有価証券および指数連動有価証券は、以下のものに限ります。</p> <p>(1) 国債証券(金商法2条1項1号)、地方債証券(同項2号)、特別の法律により法人の発行する債券(同項3号)、特定社債券(同項4号)および社債券(同項5号)ならびにこれらの性質を有する同項17号(外国物)</p> <p>(2) 投資信託証券(同項10号、11号)</p> <p>(3) カバード・ワラント(同項19号)</p> <p>上記にかかわらず、対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に株価指数先物取引の買建を行なうことができます。</p>
運用方針	<p>この信託は、以下のいずれかの運用方法により、円換算した対象株価指数に連動する(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)投資成果を目指します。</p> <p>ア. 対象株価指数(当該と表示通貨を同一に換算することで当該との連動性を有するものを含む。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(「投資対象」の項の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「指数連動有価証券」という。)のみに投資を行なう方法。</p> <p>イ. 対象株価指数に採用されている銘柄もしくは採用が決定された銘柄の</p>

株式または当該各銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含まず。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(「投資対象」の項の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「株価連動有価証券」という。)のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄(当該銘柄の株価連動有価証券を含む。)の数の比率を対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行なう方法。

この信託の受益権と信託財産に属する株式の交換等が円滑に行なえると、委託者が判断するまでの間、原則としてイの方法は行ないません。

アの方法からイの方法へ、またはイの方法からアの方法へ、運用方法を転換する場合があります。

当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記に沿うよう、信託財産を組成します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

1. 対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
2. 対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
3. 信託財産に属する指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と円換算した対象株価指数の連動性が失われるおそれがある場合
4. 交換が行なわれた場合
5. アの方法からイの方法へ、またはイの方法からアの方法への、運用方法の転換を行なう場合。
6. その他基準価額と円換算した対象株価指数の連動性を維持するために必要な場合

投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。(格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含まず。)

	<p>公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努めます。ただし、ファンドの純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する公社債へは投資しない場合があります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
決 算 日	<p>毎年、7月8日とします。</p> <p>第1計算期間の決算日は、平成21年7月8日とします。</p>
収 益 分 配	<p>毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。売買益が生じて、分配は行いません。</p> <p>分配金は、決算日現在における受託者に名義登録されている受益者(名義登録受益者)に原則として決算日から起算して40日以内の委託者の指定する日に受益者があらかじめ指定する預金口座に振り込む方式により支払います。</p>
信 託 報 酬	<p>&lt;信託報酬&gt;</p> <p>信託報酬の総額は、次の①により計算した額に、次の②により計算した額を加えて得た額とします。</p> <p>① 信託財産の純資産総額に年 0.9975%(税抜年 0.95%)以内で委託者が定める率(当初設定日現在は年 0.9975%(税抜年 0.95%))を乗じて得た額とします。</p> <p>② 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の42%(税抜 40%)以内の額。委託会社と受託会社の配分については8:2とします。</p> <p>&lt;その他費用&gt;</p> <p>受益権の上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。</p>
信託財産留保額	<p>一部解約は不可。(追加設定時は、販売基準価額 = 基準価額 × 100.60%)</p>
投 資 制 限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p>

	<p>デリバティブの利用は、運用の基本方針にしたがって有価証券に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果を目指す目的に限るものとし、対象株価指数またはその他のロシアの株価指数を対象とした株価指数先物取引に限り、補完的に行なうことができます。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p>
償 還 条 項	<p>この信託の受益権を上場した全ての取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は繰上償還します。</p> <p>また、交換を行なうことにより 800 万口を下ることとなった場合には繰上償還させることができます。</p>
当 初 設 定 日	平成 20 年 7 月 25 日(金)
当 初 募 集	なし(当初設定はファンドの関係会社による自己設定のみ)
取 引 所 に お け る 売 買	<p>① 上場日:平成 20 年 7 月 29 日(火)(予定。取引所の上場承認を前提とする。)</p> <p>② 上場市場:大阪証券取引所</p> <p>③ 売買単位:100 口(1 売買単位口数)以上 100 口単位</p> <p>④ 呼び値:取引所の規定によります</p> <p>⑤ 手数料:受託契約準則によります(取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める率)。</p>
追 加 設 定	<p>委託者の指定する第一種金融商品取引業者(以下「販売会社」といいます。)は、平成 20 年 7 月 29 日(火)(上場日)以降、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を、取得申込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限(午後 3 時)までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.6%の率を乗じて得た価額(以下「販売基準価額」といいます。 )とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。</p> <p>1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日</p>

	<p>2. 取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日となる場合の当該申込日</p> <p>3. 信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの</p> <p>4. ファンドの決算日の前々営業日および前営業日</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>取得申込みに伴う指数連動有価証券または株価連動有価証券への投資ができない場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。</p>
交 換	<p>信託期間中において現金によるこの信託の一部解約の請求を実行することはできません。</p> <p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成20年7月29日(火)以降、委託者に対し、委託者が交換請求受付日の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)の別に定める時限(午後3時)までに、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。</p> <p>上記の一定口数は、信託財産に属する有価証券について、当該信託財産に対する持分に相当するものが、当該有価証券の信託財産における構成比に相当する比率で当該各有価証券の最小売買単位以上の数をもって交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。</p> <p>交換価額は、交換請求受付日(交換申込日の翌営業日)の基準価額とします。</p> <p>販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状</p>

	<p>況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付を行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、別に定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日</li> <li>2. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日</li> <li>3. 信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの</li> <li>4. 交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して 8 営業日目の前日までの期間に、ファンドの決算日がある場合の当該申込日</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol> <p>交換の対象となる有価証券は、交換請求受付日から起算して 7 営業日目から、販売会社に交付または振替を行います。販売会社は所定の手続きを経て当該有価証券を受益者に速やかに交付または振替を行います。</p>
「別に定める海外の休日」	<p>「別に定める海外の休日」とは、下記の条件のいずれかに該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロシア取引システムの休業日</li> <li>・ モスクワ、ロンドンまたはニューヨークの休日(銀行の通常の営業日以外の日)</li> </ul>
信託終了時の交換	<p>上場廃止等によって信託が終了する時は、交換と同様、受益権の持分に相当する信託財産中の有価証券で返還します。</p>
受託銀行	<p>三菱 UFJ 信託銀行株式会社(再信託受託者:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)</p>

NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信(以下、本商品)は、スタンダード&プアーズ及びその関連会社(以下、S&P)によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではありません。S&P は、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、また RTS 指数が市場全般のパフォーマンスに追

随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではありません。S&Pの野村アセットマネジメント株式会社に対する唯一の関係は、S&P及びRTS指数の登録商標についての利用許諾を与えることです。S&Pは、RTS指数に関する決定、作成及び計算において、野村アセットマネジメント株式会社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れずに行います。S&Pは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていません。S&Pは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではありません。

S&Pは、RTS指数の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。S&Pは、RTS指数に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。S&Pは、RTS指数又はそれらに含まれるデータの使用により、野村アセットマネジメント株式会社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。S&Pは、RTS指数又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行いません。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害(利益の損失を含む)について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはありません。

この資料は、「NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS 連動型上場投信」の概要をご説明するために作成したご参考用資料であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資に際しては、投資家の皆さまご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

野村アセットマネジメント株式会社は、本ETFについて、直接、投資家の皆さまのお申込みを承っておりません。本ETFへの投資にあたっては、最寄りの取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

#### <投資リスク>

本ETFは、値動きのある有価証券を主な投資対象としますので、連動対象である株価指数の変動や外国為替相場の変動、組入有価証券の価格の下落、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

本ETFへの投資に際しては、投資家の皆さまには以下の費用をご負担いただきます。

#### <売買手数料>

本ETFの市場売買には、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社毎に手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

#### <信託報酬>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 99.75(税抜年 10,000 分の 95)以内(平成 20 年 6 月 26 日現在 年 10,000 分の 99.75(税抜年 10,000 分の 95))の率を乗じて得た額。
2. 有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の 42%(税抜 40%)以内の額。

#### <商標使用料>

ファンドの純資産総額に対し、年率 0.05%とします。

#### <ファンドの上場に係る費用>

- ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.0084%(税抜 0.008%)。
- ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大 0.0084%(税抜 0.008%)。
- ・上記の他、新規上場に際して、105 万円(税抜 100 万円)の費用があります。

#### <申込手数料>

販売会社が独自に定める額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面をご覧ください。

#### <交換手数料>

販売会社が独自に定める額とします。

#### <その他の費用>

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査費用 等

「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



「NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信」の概要

野村アセットマネジメント株式会社

<p>商 品 分 類</p>	<p>国内籍／円建／公募／追加型株式投資信託                  (投資信託法上の証券投資信託、信託法上の新法信託、振替受益権適用                  (受益証券不発行)、                  投信法施行令第 12 条第 1 号の要件を満たす、                  税法上の株式等証券投資信託(租税特別措置法第 37 条の 10 第 2 項第 5                  号))</p>
<p>フ ァ ン ド 名</p>	<p>NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連                  動型上場投信</p> <p>なお、「NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa To                  p40 連動型上場投資信託」、「NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FT                  SE/JSE Africa Top40 連動型投信」、「NEXT FUNDS 南アフリカ株                  式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型 ETF」、「NEXT FUNDS F                  TSE/JSE Africa Top40 連動型上場投資信託」、「NEXT FUNDS F                  TSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信」、「NEXT FUNDS FTSE                  /JSE Africa Top40 連動型投信」、「NEXT FUNDS FTSE/JSE Afr                  ica Top40 連動型ETF」、「南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa T                  op40 連動型上場投信」、「南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa To                  p40 連動型投信」、「南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連                  動型ETF」、「南アフリカ連動型上場投資信託」、「FTSE/JSE Africa T                  op40連動型上場投信」、「FTSE/JSE Africa Top40連動型投信」、「F                  TSE/JSE Africa Top40 連動型ETF」、「NEXT FUNDS FTSE/JS                  E Africa Top40 Link ETF」または「FTSE/JSE Africa Top40 Lin                  k ETF」と称する場合があります。</p>
<p>信 託 期 間</p>	<p>無期限</p>
<p>対 象 株 価 指 数</p>	<p>FTSE/JSE Africa Top40 指数</p> <p>南アフリカ・ランドベースである対象株価指数の日本円換算は、原則と                  して、対象株価指数と同日付の、WMロイターが発表するロンドン時間午                  後 4 時のスポット・レートの中値を用いて算出します。</p> <p>&lt;FTSE/JSE Africa Top40 指数とは&gt;</p> <p>FTSE/JSE Africa Top40 指数は、南アフリカを代表する株価指数です。</p>

	<p>ヨハネスブルク証券取引所に上場する銘柄で構成されている FTSE/JSE Africa 全株指数の採用銘柄のうち、時価総額上位 40 銘柄で構成されています。指数の計算方法は、浮動株調整済時価総額加重平均方式です。2002 年 6 月 21 日を基準日とし、その日の指数値を 10300.31 として算出されています。(出典:FTSE)</p>
受益権の単位	<p>当初 1 口当りの元本は、当初設定日の前々営業日と同日付の円換算した対象株価指数を 1,000 分の 1 にしたものに 100.6% を乗じて得た額(小数点以下は切り上げます。)とします。</p>
基準価額	<p>基準価額は日々計算し、公表します。(表示: 100 口当り)</p>
クローズド期間	<p>信託期間中の現金による一部解約はできません。</p> <p>受益者は、自己に帰属する受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)をすることができます。</p>
投資対象	<p>1. 対象株価指数(当該指数と表示通貨を同一に換算することで当該指数との連動性を有するものを含む。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「指数連動有価証券」という。)</p> <p>2. 対象株価指数に採用されている銘柄の株式およびすでに公表された対象株価指数採用予定の株式ならびに当該各銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含む。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(以下の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「株価連動有価証券」という。)</p> <p>株価連動有価証券および指数連動有価証券は、以下のものに限りません。</p> <p>(1) 国債証券(金商法2条1項1号)、地方債証券(同項2号)、特別の法律により法人の発行する債券(同項3号)、特定社債券(同項4号)および社債券(同項5号)ならびにこれらの性質を有する同項17号(外国物)</p> <p>(2) 投資信託証券(同項10号、11号)</p> <p>(3) カバード・ワラント(同項19号)</p> <p>上記にかかわらず、対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に株価指数先物取引の買建を行なうことができます。</p>
運用方針	<p>この信託は、以下のいずれかの運用方法により、円換算した対象株価指数に連動する(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。以下同じ。)投資成果を目指します。</p>

ア. 対象株価指数(当該と表示通貨を同一に換算することで当該との連動性を有するものを含む。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(「投資対象」の項の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「指数連動有価証券」という。)のみに投資を行なう方法。

イ. 対象株価指数に採用されている銘柄もしくは採用が決定された銘柄の株式または当該各銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含まず。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(「投資対象」の項の(1)から(3)に掲げるものに限る。以下「株価連動有価証券」という。)のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄(当該銘柄の株価連動有価証券を含む。)の数の比率を対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行なう方法。

この信託の受益権と信託財産に属する株式の交換等が円滑に行なえると、委託者が判断するまでの間、原則としてイの方法は行ないません。

アの方法からイの方法へ、またはイの方法からアの方法へ、運用方法を転換する場合があります。

当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記に沿うよう、信託財産を組成します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

1. 対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
2. 対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合
3. 信託財産に属する指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と円換算した対象株価指数の連動性が失われるおそれがある場合
4. 交換が行なわれた場合
5. アの方法からイの方法へ、またはイの方法からアの方法への、運

	<p>用方法の転換を行なう場合。</p> <p>6. その他基準価額と円換算した対象株価指数の連動性を維持するために必要な場合</p> <p>投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとします。(格付けのない場合には、委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)</p> <p>公社債への投資にあたっては、複数の発行体が発行する公社債に投資するよう努めます。ただし、ファンドの純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する公社債へは投資しない場合があります。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
<p>決 算 日</p>	<p>毎年、7月8日とします。</p> <p>第1計算期間の決算日は、平成21年7月8日とします。</p>
<p>収 益 分 配</p>	<p>毎決算時に、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。売買益が生じても、分配は行いません。</p> <p>分配金は、決算日現在における受託者に名義登録されている受益者(名義登録受益者)に原則として決算日から起算して40日以内の委託者の指定する日に受益者があらかじめ指定する預金口座に振り込む方式により支払います。</p>
<p>信 託 報 酬</p>	<p>&lt;信託報酬&gt;</p> <p>信託報酬の総額は、次の①により計算した額に、次の②により計算した額を加えて得た額とします。</p> <p>① 信託財産の純資産総額に年 0.9975%(税抜年 0.95%)以内で委託者が定める率(当初設定日現在は年 0.9975%(税抜年 0.95%))を乗じて得た額とします。</p> <p>② 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の42%(税抜40%)以内の額。委託会社と受託会社の配分については8:2とします。</p> <p>&lt;その他費用&gt;</p>

	<p>受益権の上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。</p>
信託財産留保額	<p>一部解約は不可。(追加設定時は、販売基準価額 = 基準価額 × 100.60%)</p>
投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。  外貨建資産への投資割合には制限を設けません。  デリバティブの利用は、運用の基本方針にしたがって有価証券に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果を目指す目的に限るものとし、対象株価指数またはその他の南アフリカの株価指数を対象とした株価指数先物取引に限り、補完的に行なうことができます。  投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p>
償還条項	<p>この信託の受益権を上場した全ての取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は繰上償還します。  また、交換を行なうことにより 400 万口を下ることとなった場合には繰上償還させることができます。</p>
当初設定日	<p>平成 20 年 7 月 25 日(金)</p>
当初募集	<p>なし(当初設定はファンドの関係会社による自己設定のみ)</p>
取引所における 売 買	<p>① 上場日:平成 20 年 7 月 29 日(火)(予定。取引所の上場承認を前提とする。)  ② 上場市場:大阪証券取引所  ③ 売買単位:100 口(1 売買単位口数)以上 100 口単位  ④ 呼び値:取引所の規定によります  ⑤ 手数料:受託契約準則によります(取扱い第一種金融商品取引業者等が独自に定める率)。</p>
追加設定	<p>委託者の指定する第一種金融商品取引業者(以下「販売会社」といいます。)は、平成 20 年 7 月 29 日(火)(上場日)以降、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を、取得申込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限(午後 3 時)までに取得申込みをした取得申込者に対し、当該取得申込みを受付けることができます。この場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.6%の率を乗じて得た価額(以下「販売基準価額」といいます。)とし、販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。</p>

	<p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日</li> <li>2. 取得申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日でない日」の前営業日となる場合の当該申込日</li> <li>3. 信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの</li> <li>4. ファンドの決算日の前々営業日および前営業日</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>取得申込みに伴う指数連動有価証券または株価連動有価証券への投資ができない場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことがあります。</p>
<p>交 換</p>	<p>信託期間中において現金によるこの信託の一部解約の請求を実行することはできません。</p> <p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、平成20年7月29日(火)以降、委託者に対し、委託者が交換請求受付日の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)の別に定める時限(午後3時)までに、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。</p> <p>上記の一定口数は、信託財産に属する有価証券について、当該信託財産に対する持分に相当するものが、当該有価証券の信託財産における構成比に相当する比率で当該各有価証券の最小売買単位以上の数をもって交換するために必要な口数を基礎として、委託者が別に定めるもの(以下「最小交換口数」といいます。)とします。</p> <p>交換価額は、交換請求受付日(交換申込日の翌営業日)の基準価額とします。</p>

	<p>販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。</p> <p>なお、委託者は、次の各号の期日または期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、別に定める海外の休日と同日付となる日がある場合の当該申込日</li> <li>2. 交換申込日当日から起算して 8 営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日</li> <li>3. 信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託者が別に定めるもの</li> <li>4. 交換申込日の翌営業日の翌日から、当該交換申込日当日から起算して 8 営業日目の前日までの期間に、ファンドの決算日がある場合の当該申込日</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol> <p>交換の対象となる有価証券は、交換請求受付日から起算して 7 営業日目から、販売会社に交付または振替を行います。販売会社は所定の手続を経て当該有価証券を受益者に速やかに交付または振替を行います。</p>
「別に定める海外の休日」	<p>「別に定める海外の休日」とは、下記の条件のいずれかに該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヨハネスブルク証券取引所の休場日</li> <li>・ ヨハネスブルク、ロンドンまたはニューヨークの休日(銀行の通常の営業日以外の日)</li> </ul>
信託終了時の交	上場廃止等によって信託が終了する時は、交換と同様、受益権の持分に

換	相当する信託財産中の有価証券で返還します。
受託銀行	三菱 UFJ 信託銀行株式会社(再信託受託者:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信は、いかなる方法においても、FTSE International Limited (以下、「FTSE」といいます。)、London Stock Exchange Plc(以下、「Exchange」といいます。)、The Financial Times Limited(以下、「FT」といいます。)(以下、三者を集合的に「使用許諾者」といいます。)により、提供・支援・販売または販売促進されるものではなく、使用許諾者のいずれも、FTSE/JSE Africa Top40 指数(以下、「指数」といいます。)の使用から得られる成果および/あるいは特定の日時ないしは別の方法によって当該指数が示す数値に関して、明示的または黙示的に、いかなる保証も説明も行なうものではありません。指数は、FTSE によって、編集、計算されます。使用許諾者のいずれも、指数のいかなる誤りについて何人に対しても(過失あるいはその他の)責任を負わず、当該いかなる誤りについて何人に対しても通知する義務を負いません。FTSE は、Exchange と FT の登録商標です。全ての商標について FTSE による使用が許諾されています。

この資料は、「NEXT FUNDS 南アフリカ株式指数・FTSE/JSE Africa Top40 連動型上場投信」の概要をご説明するために作成したご参考用資料であり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資に際しては、投資家の皆さまご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

野村アセットマネジメント株式会社は、本ETFについて、直接、投資家の皆さまのお申込みを承っておりません。本 ETF への投資にあたっては、最寄りの取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)に口座を開設になり、お申込みください。

#### <投資リスク>

本 ETF は、値動きのある有価証券を主な投資対象としますので、連動対象である株価指数の変動や外国為替相場の変動、組入有価証券の価格の下落、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況等の悪化、その他の市場要因等の影響等により、市場取引価格または基準価額が値下がりし、それにより損失が生じることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではありません。

本 ETF への投資に際しては、投資家の皆さまには以下の費用をご負担いただきます。

#### <売買手数料>

本ETFの市場売買には、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社毎に手数料率が異なります)

すので、その上限額を表示することができません。)

#### <信託報酬>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 99.75(税抜年 10,000 分の 95)以内(平成 20 年 6 月 26 日現在 年 10,000 分の 99.75(税抜年 10,000 分の 95))の率を乗じて得た額。
2. 有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の 42%(税抜 40%)以内の額。

#### <商標使用料>

ファンドの純資産総額に対し、年率 0.04%とします。

#### <ファンドの上場に係る費用>

- ・新規上場料および追加上場料:新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.0084%(税抜 0.008%)。
- ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大 0.0084%(税抜 0.008%)。
- ・上記の他、新規上場に際して、105 万円(税抜 100 万円)の費用があります。

#### <申込手数料>

販売会社が独自に定める額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面をご覧ください。

#### <交換手数料>

販売会社が独自に定める額とします。

#### <その他の費用>

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査費用 等

「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様ที่ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。